# 山野川北部行政区防災計画

【 目次 】


1．自主防災の考え方 p. 1

2．地域特性と予想される災害 p. 4

3．活動体制 p. 8

4．個別推進項目(具体的な取組み) p.11

5．計画作成後の取組み p.16

参考資料１ 伊達市防災アプリ利用方法 p.17

参考資料２ 北部行政区自主防災規約 p.20


**令和5(2023)年３月**

**山野川北部行政区自主防災会**

# 1. 自主防災の考え方

## (1)これまでの取組みと自主防災の考え方

・北部行政区では、平成 28(2016)年 8 月に自主防災会規約を定め、情報連絡体制を整備し、情報伝達訓練を実施してきました。また、今後の災害に備えるため、令和 3(2021)年 4 月には、避難行動計画を策定するとともに、危険箇所の現地踏査を進めてきました。

・この度、**防災・減災に向けた取組みを継続的に実施し、地域で支え合いながら、災害からみんなが助かるために、避難行動計画を発展させ、新たに地区防災計画を策定**しました。

・本計画を作成するにあたって、防災まち歩きやワークショップを実施し、特に重要な課題を抽出しました。**課題に具体的に取り組んでいくことにより、災害に強い地区づくりを目指します。**

・自主防災の基本的な考え方は、**平時から災害に備える取組みを行い、実際に災害発生の恐れがある時、または、災害が発生した時、自ら率先して身を守る行動をとり、そのうえで助け合いを行う**ことです。自主防災活動は、これら一連の活動を含むものとします。

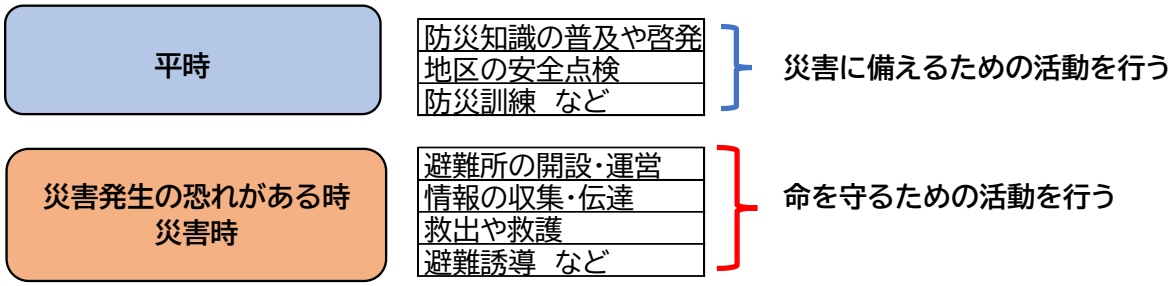


**自主防災会の目的（北部行政区自主防災規約　第 2 条より）**

本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他災害による人的、物的被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

また、あわせて超高齢化時代に即応すべく、一人暮らし及び高齢者世帯等の災害弱者に対し、地域内の見守りを会員相互で補完しあい、健康で平和な地域づくりを目指すものとする。

## （2）避難行動の留意点（チェックリスト）

| （1）平時 | チェック欄 |
|---|---|
| ①防災マップや防災訓練等で危険箇所、避難経路、避難場所等を把握し、災害の種類に応じた避難場所を家族で決めておく | □ |
| ②非常用持出品等を事前準備しておく（感染症対策資材も入れる）。重たい家具や家電は固定し、地震対策も行う。 | □ |
| ③情報入手手段、情報伝達手段を確認しておく。防災無線は聞こえにくいので、市の防災アプリ、登録制メールの設定を行う。情報伝達訓練に参加する。 | □ |
| ④家族が離ればなれでいたときの連絡手段を決めておく | □ |
| 追加メモ： | □ |
| **（2）避難開始前の行動** | |
| ①自分や家族の身の安全を図り、家の中で一番安全な場所に移動する | □ |
| ②非常用持出袋を用意し、避難時の装備を身につけ、避難の準備をする | □ |
| 追加メモ： | □ |
| **（3）避難開始時の行動（警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示）** | |
| ①市の防災アプリ、登録制メールによる情報の入手 | □ |
| ②地区の情報連絡体制（電話連絡網）による情報伝達・情報入手 | □ |
| ③既に身の危険を感じる時は無理せず、山側や沢から離れた二階の部屋等への在宅避難や近隣のより安全な位置の家等に至急避難する | □ |
| 追加メモ： | □ |
| **（4）避難時に持ち出すものや服装** | |
| ①動きやすく安全な服装（軍手、スニーカー等紐靴、雨具、上着、ヘルメット等） | □ |
| ②非常用持出袋を身につける | □ |
| ③非常用持出袋には入れていない貴重品や日用品を身につける（財布、通帳、携帯電話等） | □ |
| 追加メモ： | □ |
| **（5）避難の方法・避難先** | |
| ①災害の種類に応じた避難所・避難場所に安全な経路で移動する | □ |
| ②可能な限り近隣に声をかけて避難する | □ |
| ③原則として指定緊急避難場所や指定避難所に向かう（霊山中央交流館、山野川ふれあいセンター、泉原勤労者交流センター、旧泉原小学校体育館等） | □ |
| 追加メモ： | □ |
| **（6）災害時に1人で避難することが難しい人のサポート** | |
| ①日頃からコミュニケーションを図り、状況の把握を努めておく | □ |
| ②避難行動要支援者名簿を自主防災会単位で共有しておく | □ |
| ③高齢者や要支援者等のサポート体制を決めておく（個別避難計画を含む） | □ |
| ④可能な限り、声を掛け合って、避難が困難になる前に早めに協力して避難 | □ |
| 追加メモ： | □ |

## （3）災害対応準備用品チェックリスト

| 準備用品チェックリスト | | チェック欄 |
|---|---|---|
| ○ 災害直後に必要になるもの（枕元など手の届きやすいところにあるとよい。） | ・頭を守る物（防災頭巾、ヘルメット） | □ |
| | ・懐中電灯 | □ |
| | ・避難用シューズ（足を怪我から守る。） | □ |
| | ・服（寝巻の上に羽織れるもの。） | □ |
| | ・携帯電話（モバイルバッテリーもあるとよい。） | □ |
| | ・ラジオ | □ |
| | ・ホイッスル（自分の居場所を知らせる。） | □ |
| ○ 非常持出袋（リュックサック型が便利。下記のうち詰めておける物を入れ、決めた場所に置く。） | | □ |
| ○ 水 | ・飲料水（1人1日3リットル×3日分が目安） | □ |
| | ・給水用ポリタンク（在宅避難の生活用水。折りたたみ式の非常用給水袋というものもある。） | □ |
| ○ 食料（人数×3日分が目安。使う予定を立てて買い足し、期限切れを防止。） | ・普段の備蓄 | □ |
| | ・そのまま食べられるチョコ等の菓子や缶詰、長持ちする非常食 | □ |
| ○ 医薬品（常備薬やお薬手帳。すぐ持ち出せる場所に置いておく。） | | □ |
| ○ 衛生用品 | ・傷の消毒液、絆創膏やガーゼ | □ |
| | ・ウエットティッシュ、体拭き | □ |
| | ・感染症対策用（マスク、アルコール消毒液、体温計、せっけんなど） | □ |
| ○ 簡易トイレ（密閉タイプのものがあるとよい。トイレットペーパーも準備） | | □ |
| ○ 眼鏡、コンタクトレンズ | | □ |
| ○ 衣類（防寒具、下着類） | | □ |
| ○ 寝具（毛布、寝袋、タオルなど。寒さ対策用アルミ製ブランケットというものもある。） | | □ |
| ○ 貴重品（現金、身分証明書、通帳、印鑑、保険証コピー、各種権利書。自分にはわかる場所に置いておく。） | | □ |
| ○ その他あると便利なもの | ・布製ガムテープ | □ |
| | ・ろうそく＆マッチ | □ |
| | ・ラップ、紙皿 | □ |
| | ・カセットコンロ | □ |
| | ・段ボール、紐 | □ |
| | ・ビニールごみ袋 | □ |
| | ・洗面用具（歯ブラシ・歯磨き粉・プラスチックコップ） | □ |
| | ・筆記用具（ペン・ノート・カッター） | □ |
| | ・予備電池（懐中電灯用など） | □ |
| | ・使い捨てカイロ | □ |
| | ・レインコート | □ |
| ○ 乳幼児のいる世帯の備え | ・ミルク（キューブタイプ）、使い捨て哺乳瓶、離乳食、紙おむつ、お尻ふき、ネックライト、おもちゃなど | □ |
| ○ 女性の備え | ・生理用品、サニタリーショーツなど | □ |
| ○ 高齢者のいる世帯の備え | ・持病の薬、大人用紙パンツ、お尻ふき、介護食、入れ歯・洗浄剤など | □ |

# 2. 地域特性と予想される災害

## (1)地域特性

・ この計画の対象範囲は、福島県伊達市霊山町山野川に属する北部行政区とします。

・ 地区で把握している世帯数は、令和5(2023)年2月時点で 23 世帯です。住民基本台帳に基づく人口は58人、世帯は24世帯です(令和4(2022)年8月時点)。

・ 近年の状況をみると、世帯数は横ばいですが、人口は減少しています。また、高齢化率は46.6%であり、高齢化が進んでいます。

・ 地区は、小国川が広瀬川に合流する地点の北側に位置します。小国川横の県道伊達霊山線沿いから大館山の裾野に向かう狭あいな坂道沿いに住宅が集中しています。また、小国川沿いには集落の住民等が管理する水田が広がっています。

・ 地区には自治会として北部行政区があり、住民相互の協力により北部行政区自主防災会と一体的に運営されています。なお、山野川には 6 つの行政区が属し、全体で山野川自治協議会及び山野川自主防災会を組織しています。伊達市消防団として、霊山地域にも消防団組織があります。

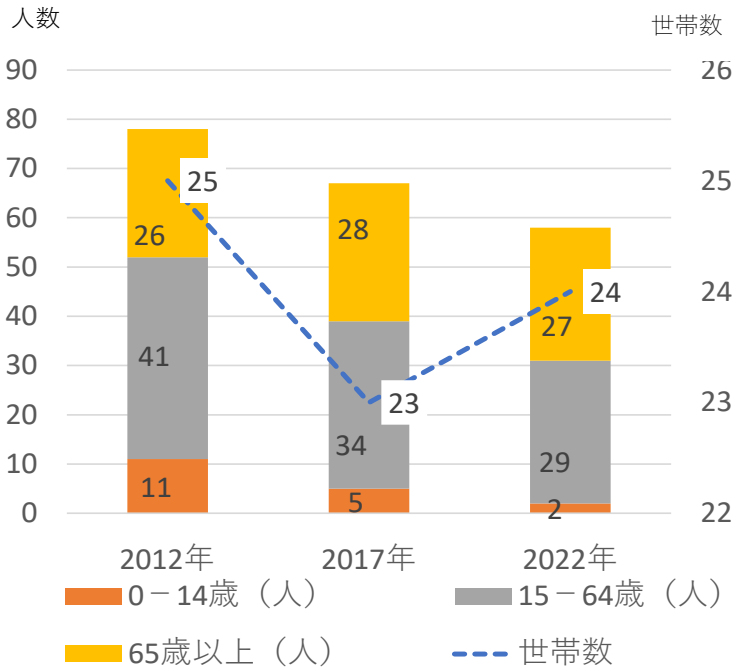


| | 2012年 | 2017年 | 2022年 |
|---|---|---|---|
| 高齢化率 | 33.3% | 41.8% | 46.6% |

**北部行政区の年齢層別人口構成と世帯数の推移**

## （2）予想される災害

### 【災害が想定される区域】

・土砂災害の恐れのある区域及び洪水浸水の恐れのある区域があります。また、県道（避難経路）の一部や山野川ふれあいセンター（指定避難所）も、土石流の恐れのある区域に指定されています。

・令和元（2019）年台風 19 号の経験からは、山野川ふれあいセンター付近の道路の浸水の危険も予想されます。市のハザードマップは、小国川の氾濫によって浸水する恐れのある範囲を記載していませんが、これは、浸水範囲の推定作業が実施されていないからであり、危険がないからではありません。

・このため、**災害発生前に（警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示）、災害の種類に応じた避難所に向かいましょう。なお、既に身の危険を感じる状況になってしまった場合は、崖から少しでも離れた部屋や近隣の相対的に安全な場所に至急移動しましょう。**

| | |
|---|---|
| **急傾斜（特別）警戒区域** | ・雨や地震で土の抵抗力が低下することで急傾斜地が崩壊し人家に危害が生じる恐れがある区域　【土砂災害防止法】 |
| **土石流（特別）警戒区域** | ・大雨等が原因となり山腹の土砂が水と一体となって一気に流れ出てくる恐れがある区域　【土砂災害防止法】 |
| **洪水浸水想定区域** | ・想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に氾濫流や浸水が想定される区域　【水防法】 |
| **赤坂沼ため池の決壊** | ・地震等が原因となりため池が決壊した場合に氾濫流や浸水が想定される区域　【ため池管理保全法】 |

### 【台風 19 号の被害】

・令和元（2019）年台風 19 号（10 月 12 日～13 日）では、市内各雨量観測所の 24 時間降水量が過去最高を記録しました。地区では、大平堰から下流の小国川の護岸が決壊し、水田

に水や土砂が溜まる被害が発生しました。山側では、一部の家屋裏や農村広場に向かう道でのり面が数箇所崩れました。また、急傾斜の沢が溢れ、歩行が危険な状況が発生するとともに、一部家屋は床下浸水しました。山からの水が県道に流れ込んで道路に水が溢れたり、県道の歩道が崩れ仮復旧状態の箇所もあります。

## 【住民が心配している災害】

・ ワークショップで実施したアンケートでは、土砂災害を心配する住民が 9 割、地震を心配する住民が 8 割と多くなっています。大雨時には土砂災害等に備えて逃げ遅れを回避し、地震に対しては重たい家具等を固定して備えましょう。

## 【霊山地域における過去の災害】

・ 霊山地域の村落は、小河川流域の河岸段丘の上に形成され、人々は山から薪を採取するなど、山と川の間で自然とともに生活してきました。霊山町史によると、明治 35(1902)年 8 月、明治 43(1910)年 8 月、大正2(1913)年 8 月に洪水や山崩れが発生しています。大正 2 年豪雨では、石戸駐在所の一家が土砂災害の犠牲になり、毎年慰霊祭が行われています。また、広瀬川が合流する阿武隈川の主な洪水の歴史によると、流域では 100 年程度の間に 28 回の洪水が発生しています。

・ 戦後の新聞記事によると、台風が原因となって霊山地域で大きな被害が発生した事例があります。昭和 33(1958)年 9 月台風 22 号では土砂崩れに家屋が巻き込まれ、4 名死亡、3 名が隣近所等に救出されました。昭和 41(1966)年 9 月台風 26 号では小国川が氾濫し、流域の 280 世帯が浸水し、木橋 21 か所が流出しました。昭和 52(1982)年 9 月台風 18 号では土砂崩れで 1 名が亡くなりました。平成元(1989)年 8 月台風 13 号では土砂に巻き込まれ川で 1 名が亡くなり、陥没した道路に車ごと落下し 1 名が怪我をしました。

参考文献:霊山町(1992)『霊山町史 第1巻』、建設省福島工事事務所(2000)『阿武隈川洪水記録写真集』、福島民報、福島民友

【防災マップ】※A3 判を縮小して掲載しているため、地図の縮尺は異なります。

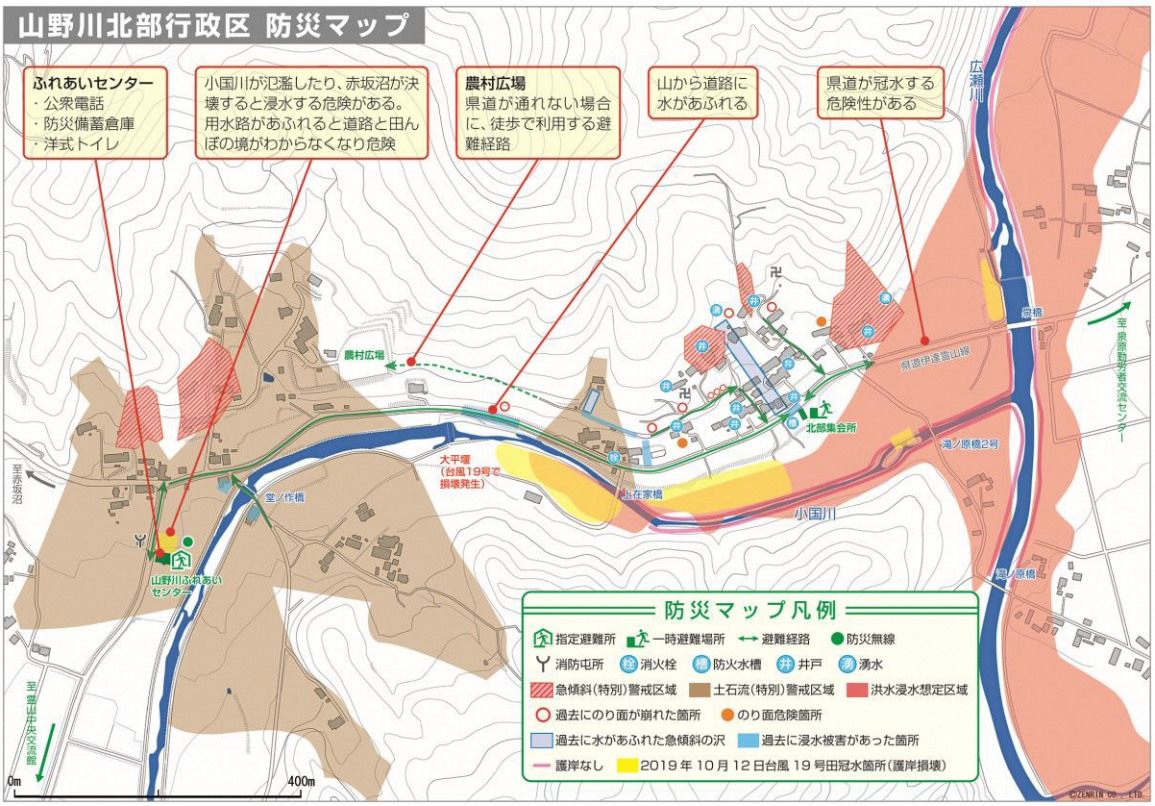

# 3. 活動体制

北部行政区自主防災規約に基づき、下記の活動体制で自主防災に取り組んでいきます。平時には、地区内の危険箇所の現地踏査や情報伝達訓練等を実施します。

## (1)役員及び班員名簿

令和5年3月

| | | |
|---|---|---|
| | 会長 | |
| | 副会長 / 副会長 | |
| 班 | 災害発生時の役割 | ◎班長、班員 |
| 情報収集・伝達班 | 情報の収集伝達、デマ防止、<br>防災関係機関へ被害等の報告及び被災後の巡回、<br>危険個所の広報 | |
| 消火・防水班 | 出火防止対策・初期消火の活動・火災の警戒、<br>出火・出水等の災害発生防止活動、<br>水防工法等の防止活動 | |
| 救出・救助班 | 救出・救助活動、防災関係機関への協力 | |
| 避難・誘導班 | 避難の呼びかけ、安全な避難誘導、<br>避難人員の確認 | |
| 生活衛生班 | 炊き出し、物資配分の協力、避難所生活の調整、<br>生活や心のケア、生活衛生対策 | |
| 安全点検班 | 隣保家庭の安心安全等に関する確認 | 会員全員 |

会計　1名　（　　）
監査　1名　（　　）

## (2)情報連絡体制（関係者限り）

令和５年３月

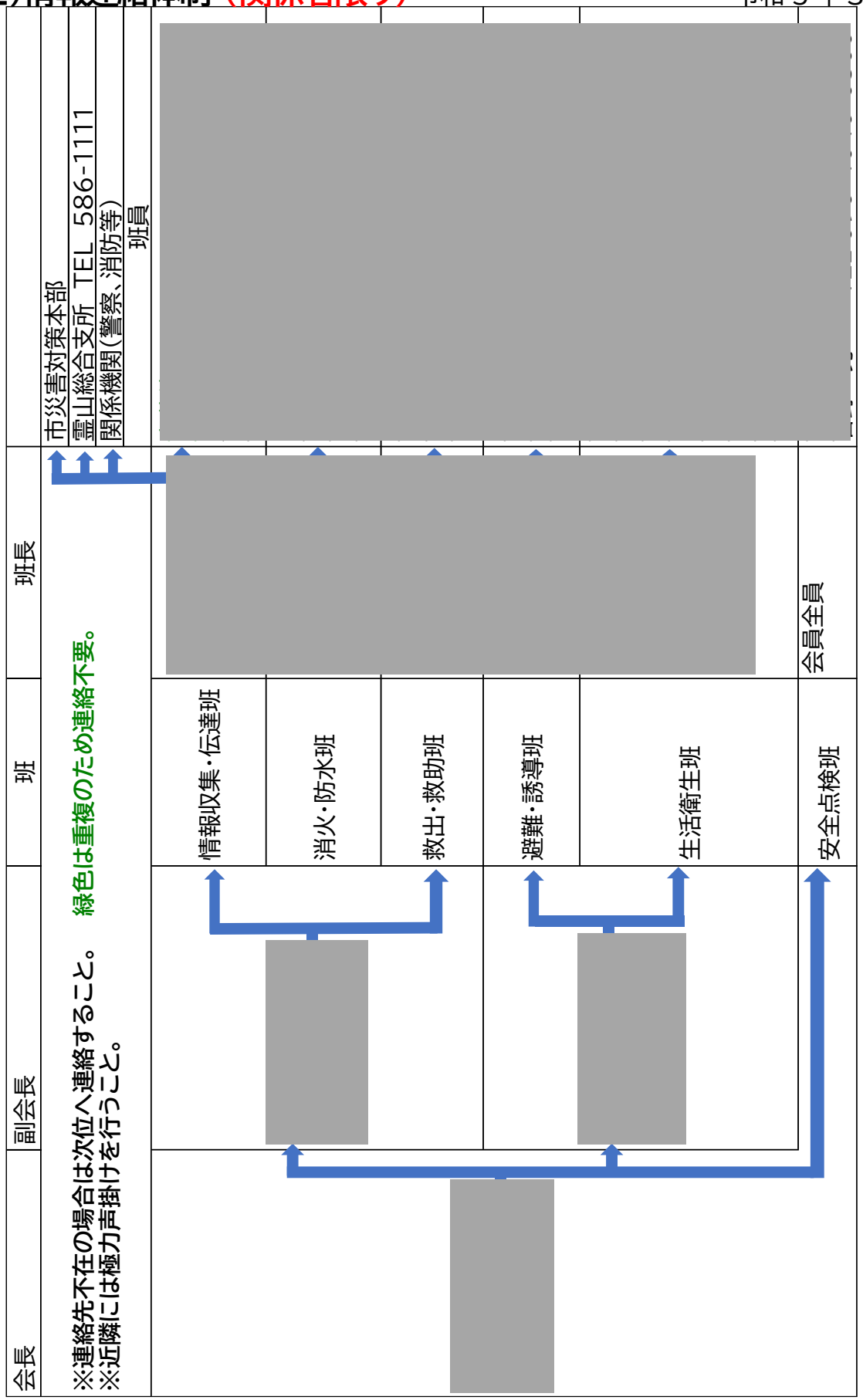

## （4）避難所・避難場所、緊急時連絡先リスト

| 避難所の種類 | 施設（場所） | 開設のタイミング | 対象となる災害 | | | | TEL |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 洪水 | 土砂災害 | 地震 | 大火事 | |
| 市指定避難所・避難場所 | 霊山中央交流館（掛田字西裏17） | 自主避難 | ○ | ○ | ○ | ○ | 586-1314 |
| | 霊山体育館（掛田字西裏17） | 自主避難 | ○ | ○ | × | ○ | 586-3220 |
| | 掛田小学校体育館（掛田字高ノ上2） | 避難指示 | ○ | ○ | ○ | ○ | 586-1316 |
| | 霊山中学校体育館（掛田字下川原30） | 避難指示 | ○ | ○ | ○ | ○ | 586-1327 |
| | 山野川ふれあいセンター（山野川字根元35－1） | 避難指示 | ○ | × | ○ | ○ | 586-3501 |
| | 泉原勤労者交流センター（泉原字米田3－3） | 避難指示 | ○ | ○ | ○ | ○ | 587-1700 |
| | 旧泉原小学校体育館（泉原字米田3－3） | 状況により開設 | ○ | ○ | ○ | ○ | 587-1348 |
| | 霊山運動広場（掛田字荷鞍廻1－4） | ー | ○ | × | ○ | ○ | 586-1314 |
| 福祉避難所 | 孝の郷（掛田字明正寺21－1） | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | 586-1540 |
| | グループホーム掛田（掛田字西裏20－1） | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | 564-2711 |
| | かけだの家（掛田字西裏20－1 2F） | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | 563-3424 |
| 一時避難所・避難場所（市指定外） | 北部集会所 | 状況により開設 | | | | | ー |
| | 山野川農村広場 | ー | | | | | ー |
| | 親戚・知人宅 | ー | | | | | |

| ライフライン・行政等連絡先 | | 内容 | TEL |
|---|---|---|---|
| 電気 | 東北電力ネットワーク | 停電等 | 0120-175-366 |
| 電話 | 東日本電信電話 | 電話の故障等 | 113（固定電話から） |
| | | | 0120-444-113（携帯から） |
| 水道 | 水道お客様センター | 水道設備の故障等 | 573-5036 |
| | 市総務課（代表） | | 575-1111 |
| | 市防災危機管理課 | 災害の各種情報伝達に関すること | 575-1197 |
| | 霊山総合支所 | 霊山地域内の被害の通報・相談 | 586-1111 |
| | 伊達地方消防組合 | 救助、救急、火災 | 575-4101 |
| | 伊達警察署 | 事故、交通 | 575-2251 |
| 災害時伝言ダイヤル | 災害時に電話がつながりにくい場合、被災地の人が音声で録音し、電話番号を知っている人が再生できる | | 171 |
| 災害用伝言版（web171 | 携帯電話のインターネット接続機能で、被災地の人が文字で登録し、電話番号を知っている人が再生できる | | ー |

# 4. 個別推進項目（具体的な取組み）

北部行政区では、ワークショップにおいて、住民どうしでの備えや助け合いが必要だとされた優先する課題に関する次の4つの取組みを、当面の間、具体的に推進していくこととします。グループに分かれて検討した各課題への対策に取り組みます。

**（1）災害情報に関する取組み**

①災害情報収集の円滑化　　②臨機応変な情報伝達

**（2）備蓄に関する取組み**

①井戸水に関する協力　　②各世帯の備蓄を促す

**（3）避難所機能に関する取組み**

①避難所機能の確認　　②避難所機能の向上

**（4）災害時に 1 人で避難することが難しい人に関する取組み**

①1 人で避難することが難しい人を地域で随時把握　②支援を行うチーム形成を促す

## （1）災害情報に関する取組み

### 【①災害情報収集の円滑化】

課題

・ 地区では防災無線がよく聞こえませんが、戸別受信機の設置台数は限られています。

・ 市の防災アプリ等をダウンロードしている住民は少ない状況にあります。

対策

・ 市の防災アプリや登録制メールで伊達市からの情報（例：防災無線の聞き直し等）を受け取れるよう、入手方法を周知します。

・ 山野川地区全体の自主防災会、伊達市防災危機管理課等と協力し、講習会を開催します。

実施時期

・ 令和5（2023）年度中に開始

### 【②臨機応変な情報伝達】

課題

・ 地区ではこれまでも情報伝達訓練を実施してきましたが、会長等不在時に情報連絡体制が機能するか不安があります。

対策

・ 会長等不在時を想定し、被害状況の連絡を行うボトムアップ型の情報伝達訓練を実施します。

・ 連絡網の更新を年１回行い、アップデートした情報を家庭内でも共有します。連絡網には、同意が得られた場合、固定電話と携帯電話の両方の番号を記載します。

実施時期

・ 情報伝達訓練 年１回（山野川地区全体の防災訓練の直前の時期）

## （2）備蓄に関する取組み

### 【①井戸水に関する協力】

課題

・ 断水時に生活用水として井戸水を活用したいが、利用可能な井戸がどこにどのくらいあるのか全体像が把握できていませんでした。

対策

・ 利用可能な井戸についてアンケートを実施した結果、井戸水が使える世帯は 9 か所、湧水は 2 か所あり、防災マップに記入することにしました。

・ 今後、水の量や用途、停電時の利用、降水時の濁り等について調べていきます。発電機のある世帯は 3 世帯（4 台）です。

・ 断水時に水の運搬が可能なポリタンクの準備を促していきます。

実施時期

・ 令和 5 年（2023）度中に開始

### 【②各世帯の備蓄を促す】

課題

・ 第 1 回ワークショップで実施したアンケートによると、災害に備えて食料や飲料水、日用品などを準備している家は 7 割でした。

・ 第 4 回ワークショップの後に実施したアンケートにおいても、災害に「あまり備えていない」家は 2 割ありました。

対策

・ 全世帯が梅雨時前までに、できるだけ早くチェックシートで各自確認することにします。

・ 備蓄と非常用持出袋づくりを促す通知やコメント付きのチェックシートを各戸に配布します。

実施時期

・ 令和 5（2023）年度中に開始

## （3）避難所機能に関する取組み

### 【①避難所機能の確認】

課題

・ 一時避難所としての北部集会所は水とトイレが使えません。

・ 避難所にある防災備品リストが共有されていません。

・ 県道が使えない場合、農村広場までの道を避難経路と考えているが、草刈りなどが不十分。

対策

・ 北部集会所の水・トイレ問題は根本的な解決は難しいため、洋式簡易トイレ等の応急的な対策を検討します。

・ 防災備品リストを作成し、避難所に貼り出します。

・ 農村広場までの道の草刈りを、クリーンアップ作戦に合わせ、協力して実施します。

実施時期

・ 令和 5（2023）年度中に開始

### 【②避難所機能の向上】

課題

・ 避難所の設営・運営訓練をしたことがありません。避難所での感染症対策、高齢者対策、プライバシー対策等についても知識が十分ではありません。

対策

・ 山野川地区全体の自主防災会や伊達市防災危機管理課等と協力し、避難所の設営・運営訓練の実施を検討します。

実施時期

・ 早い時期に実施

## （4）災害時に１人で避難することが難しい人に関する取組み

### 【①1 人で避難することが難しい人を地域で随時把握】

課題

・ 平時から隣近所が声を掛け合うような良好なつながりがありますが、アンケートやワークショップによると 移動が困難な家族の避難に援助が必要な世帯があります。また、心配で声掛けしたい相手がいます。

・ 北部行政区の人口は減少しており、高齢化率が高くなっています。

対策

・ 高齢者等の体調は随時変化するため、本人、同居家族、隣近所で日頃からコミュニケーションをとり、声掛けしやすい状態を維持継続します。

実施時期

・ 随時

### 【②支援を行うチーム形成を促す】

課題

・ 行政推進員や民生・児童委員は避難行動要支援者を把握していますが、災害の恐れがある時、または災害発生時に、1 人が何人もの安否確認を早急に実施するのは困難です。

・ 災害時に支援を必要とする人や家族が、地域の人と作成する「個別避難計画」の作成は進んでいません。現在は、要支援者を直接、福祉避難所に連れていく仕組みではありません。

対策

・ 手伝いの必要が平時に判明している場合、隣近所と避難・誘導班が中心となり、1 対 1 の支援関係にならないように、重層的な協力関係を意識して形成します。

・ 情報伝達訓練の際に、安否や手伝いの必要性も確認します。

実施時期

・ 早い時期に実施

# 5. 計画作成後の取組み

・ 本計画は、伊達市防災危機管理課を通して、伊達市防災会議に提出します。

・ 計画は固定のものではなく、進捗状況に応じて見直し・更新していきます。北部行政区自主防災会が計画を見直す際には、住民本位の取組みになるよう、住民間で協議・周知を行います。

・ 北部行政区の総会（1 月第 3 日曜日）に併せて、取組みの進捗状況を確認します。

・ 計画の進行にあたっては、山野川自主防災会や関係団体との連携を密にします。

・ 計画を更新した時は、山野川自主防災会や伊達市防災危機管理課に報告することとします。

・ 計画更新がしやすく、かつ、作業負担が軽減されるよう、本計画に関するデータは電子データで保存し、北部行政区自主防災会で引き継ぐこととします。

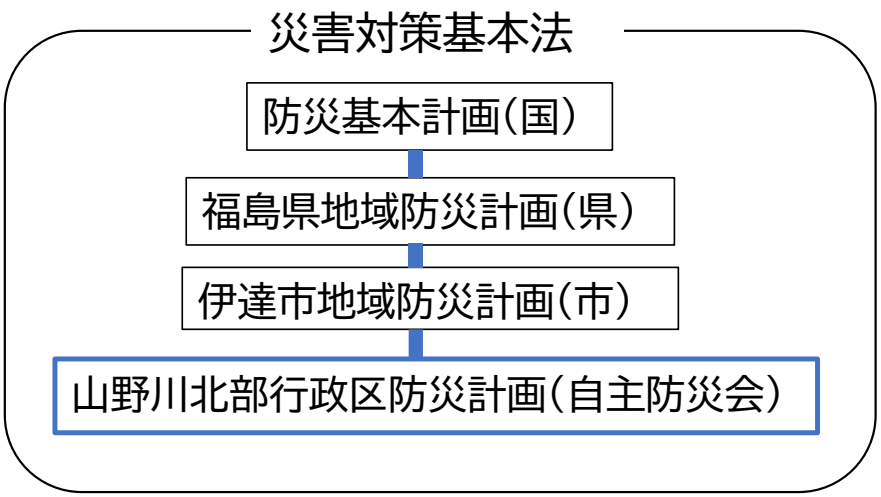


地区防災計画の位置づけ

## 参考資料１　　伊達市防災アプリ利用方法

**〇防災無線聞き逃しサービス**

伊達市防災アプリを使うと、防災無線の聞き直し ができます。

トップメニューの「防災無線聞き逃しサービス」を押すと、

電話の発信画面が表示され、そのまま発信すれば防災無線を聞くことが可能です。※防災無線が無い時は、市の行政情報等が流れます。

**〇アプリのダウンロード方法**

**【ＱＲコードから】**　スマートフォンの人は、下記のＱＲコードを読み込むと防災アプリのダウンロード画面を表示できます。画面を表示出来たら、Android の人は下記の〈Android〉の ４番から、iPhone の人は〈iPhone〉の ５番から手順を進めてください。

Android　　iPhone

**【ＱＲコードを読み込まない場合】〈Android〉**

1．「Play ストア」を開く

2．一番上の検索窓を押す

3．「伊達市防災アプリ」と入力し、検索する

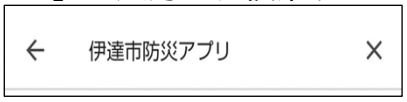


4．黄色いアイコンの「伊達市防災アプリ」が表示されたら、緑色の「インストール」を押す

5．「インストール」の部分が「開く」に変わるとダウンロード完了。

「開く」を押すとアプリが起動する。

※スマートフォンの画面を下から上にスワイプするとダウンロード済みアプリの一覧が表示されるため、初回起動以降はそこから「伊達市防災アプリ」アイコンを押してアプリを起動する

**【ＱＲコードを読み込まない場合】〈iPhone〉**

※アプリをダウンロードする際にパスワードを求められる場合があるため、
**事前に Apple ID のパスワードを確認**しておきましょう

1．「App Store」を開く

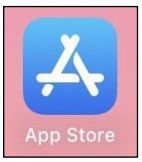


2．下にあるタブの「検索」を押す

3．上にある検索窓を押す

4．「伊達市防災アプリ」と入力し、検索する

5．黄色いアイコンの「伊達市防災アプリ」が表示されたら、「入手」を押す

6．ダウンロードする画面になったら、①顔認証②指紋認証③パスワード入力のいずれかでダウンロードする

①顔認証
Face ID→顔を iPhone に向けながら電源ボタンを２回押す

②指紋認証
Touch ID→ホームボタンに指を置く

③パスワード入力
上記二つが使えない場合、Apple ID のパスワードを入力し、サインインする

7．「開く」と表示されたらダウンロード完了。
「開く」を押すとアプリが起動する。

※ダウンロードしたアプリはホーム画面に表示されるため、そこからアプリを起動することもできる

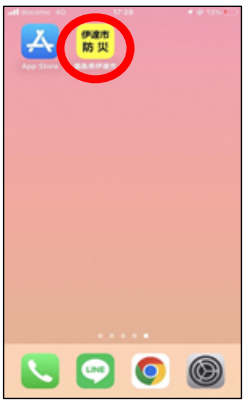


8．アプリを起動して通知の許可を求められたら「許可」を押す

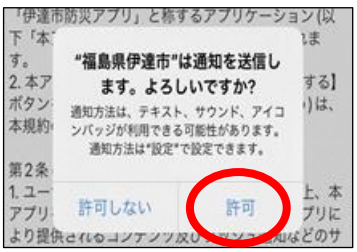

**〇アプリの初期設定**（Android・iPhone 共通）

1．初めてアプリを起動すると、アプリ利用にあたって利用規約への同意を求められるため、内容を確認し「同意する」を押す

2．同様にプライバシーポリシーへの同意も、内容を確認し「同意する」を押す

3．通知設定についての案内が表示されるため「ＯＫ」を押す

4．トップメニュー右上の「歯車マーク」を押して、情報を得たい「エリア」と「通知項目」を選択し、「保存する」のボタンを押す（いつでも変更可能）

**〇市民向け登録制メール**

フィーチャーフォン（ガラケー）の人は、市民向け登録制メールに登録することで防災情報を得ることができます。詳細は「伊達市　登録制メール」で検索し伊達市ホームページを確認してみてください。　　※スマートフォン、パソコンからも登録可能です。

【登録手順】

1．下のＱＲコードからサイトにアクセスし、「空メールを送信する」から空メールを送信する

2．メールが届くため、記載された登録用ＵＲＬをクリックし、登録に進む

3．利用規約を確認し、「同意する」ボタンをクリックする

4．配信カテゴリを選択、登録情報を入力し「確認画面へ」ボタンをクリックする

5．入力画面を確認し「登録」ボタンをクリック。登録完了画面が表示されたら登録完了

フィーチャーフォン用　　パソコン･スマホ用

## 参考資料２　　北部行政区自主防災会規約

平成 28 年 8 月 28 日策定

（名称）

第１条　本会は北部行政区自主防災会（以下「本会」という）と称する。

（目的）

第２条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他災害による人的、物的被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

また、あわせて超高齢化時代に即応すべく、一人暮らし及び高齢者世帯等の災害弱者に対し、地域内の見守りを会員相互で補完しあい、健康で平和な地域づくりを目指すものとする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及に関すること。

（2）地震等に関する知識の普及に関すること。

（3）地震等災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、水防工法、救出･救助･救護、避難誘導、生活･衛生対策、要援護者対策、安全点検等の応急対策に関すること。

（4）隣保家庭の安心安全の確認に関すること。

（会員）

第４条　本会は、北部行政区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

会長　1名

副会長　2名

班長　5名（情報伝達･伝達班長、消火･防水班長、救出･救助班長、避難誘導班長、

生活衛生班長）

会計　1名

監査　1名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は3年とする。ただし、再任することができる。

（役員の役務）

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、火災・地震・台風等の発生における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 班長は、副会長とともに会長を補佐し、各班の活動を総括する。

（組織）

第 7 条 本会の組織は以下のとおりとする。

| | 会長 | | |
|---|---|---|---|
| | 副会長 | 副会長 | |
| 班 | 災害発生時の役割 | | ◎班長、班員 |
| 情報収集・伝達班 | 情報の収集伝達、デマ防止、<br>防災関係機関へ被害等の報告及び被災後の巡回、<br>危険個所の広報 | | ◎ |
| 消火・防水班 | 出火防止対策・初期消火の活動・火災の警戒、<br>出火・出水等の災害発生防止活動、<br>水防工法等の防止活動 | | ◎ |
| 救出・救助班 | 救出・救助活動、防災関係機関への協力 | | ◎ |
| 避難・誘導班 | 避難の呼びかけ、安全な避難誘導、<br>避難人員の確認 | | ◎ |
| 生活衛生班 | 炊き出し、物資配分の協力、避難所生活の調整、<br>生活や心のケア、生活衛生対策 | | ◎ |
| 安全点検班 | 隣保家庭の安心安全等に関る確認 | | |

（防災計画）

第 8 条 本会は、火災及び地震などによる被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

（1）火災、地震、台風等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（2）防災知識の普及に関すること。

（3）防災訓練に関すること。

（4）火災、地震、台風等の発生時における情報の収集伝達等、前条の組織対策に関すること。

（5）資機材等の準備及び配置等その他必要な事項。

（6）地域住民間の安心安全に関すること。

（総会）

第 9 条 総会は全会員をもって構成する。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会は次の事項を審議する。

（1）規約の改正に関すること。

（2）防災計画の作成及び改正に関すること。

（3）事業計画に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）その他会長が特に必要と認めたこと。

（会費）

第10条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第11条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第12条　会計年度は、毎年4月１日に始まり翌年３月末日に終わる。

（会計監査）

第13条 会計監査は、毎年監査役が行い、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

１ この規約は、平成28年８月28日から施行する。